

表23 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申し出があった場合には、行わなければならないこととされました。

また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申し出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10-4第22条の2第1項等の規定にその旨規定されたため、地方公務員についても労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うこととされています。

○ 長時間勤務者に対する医師による面接指導の強化に係る例規・指針等の整備状況 (令和6年4月1日現在)(県内)

区分	全部局数	令和6年4月1日時点で整備済み		令和6年度中に整備予定		未定	
		部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合
市	123	94	76.4%	9	7.3%	20	16.3%
町村	63	36	57.1%	6	9.5%	21	33.3%
一部事務組合等	53	15	28.3%	1	1.9%	37	69.8%
県内合計	239	145	60.7%	16	6.7%	78	32.6%

(参考:全国)

市区	2,626	2,165	82.4%	107	4.1%	354	13.5%
町村	2,430	1,424	58.6%	158	6.5%	848	34.9%
一部事務組合等	1,432	414	28.9%	51	3.6%	967	67.5%
全国合計	6,488	4,003	61.7%	316	4.9%	2,169	33.4%

- (注) 1 同一部局内で整備ができていない部門がある場合には、整備していない部局として計上している。
 2 「割合」は、「全部局数」に占める割合である。
 3 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。(以下、全ての表において同じ。)
 4 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。(以下、全ての表において同じ。)
 5 市及び市区には、指定都市を含まない。(以下、全ての表において同じ。)

○ 長時間勤務者に対する医師による面接指導の対象となる要件 (令和6年4月1日現在)(県内)

区分	全部局数	医師の面接指導の対象となる要件							
		令和6年4月1日時点で例規・指針等を整備済み		人事院規則の規定と同様		人事院規則の規定よりも高い基準の要件を含む		その他	
		部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合
	a	b	b/a	c	c/b	d	d/b	e	e/b
市	123	94	76.4%	68	72.3%	19	20.2%	7	7.4%
町村	63	36	57.1%	36	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
一部事務組合等	53	15	28.3%	9	60.0%	4	26.7%	2	13.3%
県内合計	239	145	60.7%	113	77.9%	23	15.9%	9	6.2%

(参考:全国)

市区	2,626	2,165	82.4%	1,641	75.8%	384	17.7%	140	6.5%
町村	2,430	1,424	58.6%	1,283	90.1%	62	4.4%	79	5.5%
一部事務組合等	1,432	414	28.9%	331	80.0%	50	12.1%	33	8.0%
全国合計	6,488	4,003	61.7%	3,255	81.3%	496	12.4%	252	6.3%

- (注) 同一部局内で部門によって整備状況が異なる場合には、より整備できていない部門の整備状況を、部局の整備状況として計上している。

○ 長時間勤務者に対する医師による面接指導の実施状況 (県内)

区分	医師の面接指導の対象となる要件に該当した職員 人数	医師の面接指導が 行われなかった職員										その他	
		面接指導を受ける必要がないと医師が判断した(※)		職員に対し、面接指導を受けることを通知・勧奨したが、反応が無かった又は職員自身が必要ないと判断した		職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった		職員が人事異動や休職等になったことにより、通知・勧奨することができなかった		その他			
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
	a	b	b/a	c	c/b	d	d/b	e	e/b	f	f/b	g	g/b
市	2,173	1,118	51.4%	129	11.5%	597	53.4%	320	28.6%	2	0.2%	70	6.3%
町村	49	22	44.9%	0	0.0%	7	31.8%	0	0.0%	0	0.0%	15	68.2%
一部事務組合等	101	83	82.2%	0	0.0%	83	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
県内合計	2,323	1,223	52.6%	129	10.5%	687	56.2%	320	26.2%	2	0.2%	85	7.0%

(参考:全国)

市区	63,232	40,807	64.5%	5,644	13.8%	23,485	57.6%	4,596	11.3%	159	0.4%	6,923	17.0%
町村	5,276	4,151	78.7%	131	3.2%	3,002	72.3%	407	9.8%	4	0.1%	607	14.6%
一部事務組合等	1,443	1,069	74.1%	13	1.2%	978	91.5%	41	3.8%	4	0.4%	33	3.1%
全国合計	69,951	46,027	65.8%	5,788	12.6%	27,465	59.7%	5,044	11.0%	167	0.4%	7,563	16.4%

- (注) 1 職員数は令和5年度の延べ人数である。
 2 (※)労働安全衛生規則第52条の2第1項の規定により、時間外勤務時間算定の期日前1か月以内に面接指導を受けた職員などについて、面接指導を受ける必要がないと医師が判断した場合は、面接指導を行わないことが認められている。
 3 医師の面接指導が行われなかったその他の主な理由としては、「産業医と日程の調整がつかなかった」などである。